

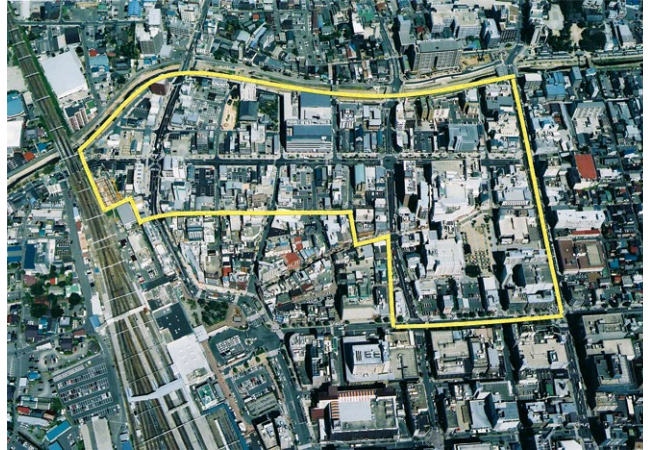
## (1) 土地区画整理事業

土地区画整理事業とは、一定の施行地区を対象に道路、公園等の都市基盤施設の整備・改善と宅地利用の増進を一体的に進めることにより、健全な市街地の形成を図る事業です。本市では、既成市街地から新市街地に至る本市の各地域における市街地の整備に大きな実績を上げてきました。

### ア. 既成市街地における土地区画整理事業

松本市の既成市街地における土地区画整理事業には、松本駅周辺地区（昭和 42 年度～平成 4 年度施行）と中央西地区（昭和 60 年度～平成 14 年度施行）の 2 地区（合わせて 33.3 ヘクタール）があります。

両地区は、松本駅お城口（東口）に面する本市の中心商店街の核として、土地区画整理事業により近代的な街並みへと生まれ変わりました。



中央西土地区画整理事業

### イ. 新市街地における土地区画整理事業

新市街地における土地区画整理事業は、昭和 59 年の定期線引きを契機として、市街化区域編入後の新市街地の計画的整備に大きな役割を果たしてきました。平成 28 年度末では、41 地区 275.6 ヘクタールの組合施行による土地区画整理事業が完了しています。

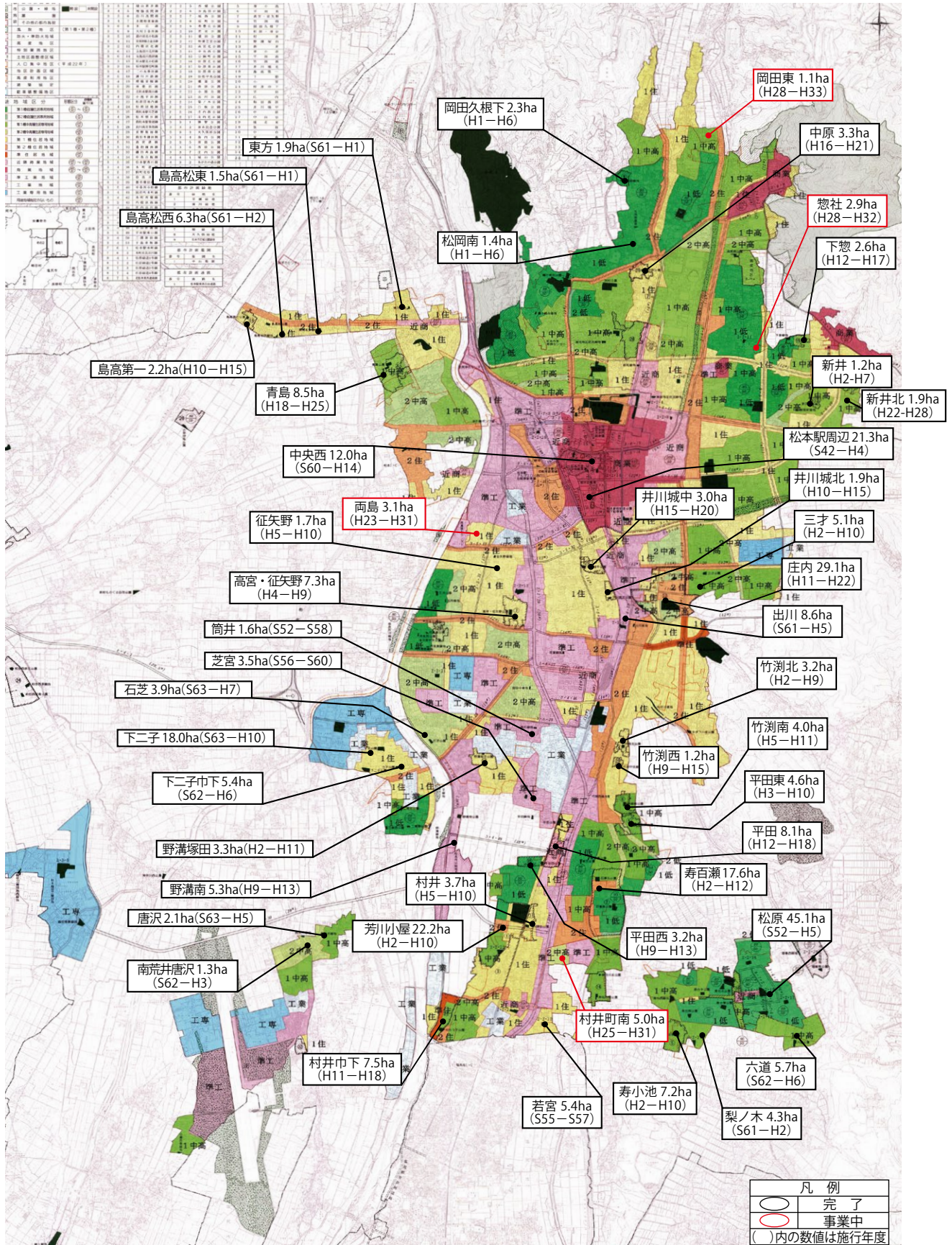


両島地区土地区画整理事業 施行前



両島地区土地区画整理事業 施行後

土地区画整理事業 位置図



### (2) 市街地再開発事業

市街地再開発事業とは低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化や災害危険性の高い市街地の再生を図ることを目的として、「都市再開発法」に基づき、細分化されている敷地を広く統合し、不燃化された共同建築物に建て替え、併せて公園・緑地・広場・街路などの公共施設とオープンスペースを確保することによって、快適で安全な都市環境を整えようとする事業です。

本市においては、昭和 55 年に中心市街地約 200 ヘクタールを対象に「都市再開発基本構想」を策定し、市街地再開発事業をはじめとするまちづくりに取り組んできました。

市施行として土地区画整理事業が実施された中央西地区では、第 13・14 街区において平成 7 年 11 月に再開発組合が設立され事業に着手し、平成 11 年 3 月に竣工しました。再開発ビルは、中央公民館や中央保健センター、体育館や駐車場などの公共施設や店舗が併設された複合施設ビルとして、「Mウイング」の名称で親しまれています。

また、六九リバーサイド地区においては、平成 12 年 3 月に再開発組合が設立され事業に着手し、平成 14 年 6 月に店舗併設型共同住宅等が竣工しました。



中央西第 13・14 地区市街地再開発事業



六九リバーサイド地区市街地再開発事業